

(給湯湯沸設備)

第8条の2 給湯湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号から第14号までを除く。）の規定を準用する。（う）（か）（け）（せ）（ひ）

【解説】

本条は、前条で述べたとおり、入力が12キロワットを超える湯沸設備のうち、貯湯部が大気に開放されており、大気圧以上の圧力がかからない構造の湯沸設備について規定したものである。構造及び種類については、簡易湯沸設備とほぼ同じである。

なお、缶体が密閉式、かつ、負圧で100度未満の蒸気を発生させ、この蒸気を熱媒体として温水を取り出す温水缶は、条例上「給湯湯沸設備」として取り扱うものである。また、給湯機付き風呂がまにあつては、その形態、機能、構造からみて、「給湯湯沸設備」とみなす。

1 給湯湯沸設備の建築物等及び可燃性の物品からの離隔距離は、表8の2-1によること。

ただし、給湯湯沸設備が、（一財）日本ガス機器検査協会又は（一財）日本燃焼機器検査協会が定めた防火性能基準に適合したものについては、防火性能が確保され、安全性の高いものとなっていることから、当該設備等に貼付されているいずれかの協会名の認証ラベルに記載の離隔距離として差し支えない。

表8の2-1

火気設備等又は火気器具等の種別						離隔距離(単位：センチメートル)				
						入力	上方	側方	前方	後方
給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え42 キロワット以下	-	15	15	15
				瞬間型		12キロワットを超え70 キロワット以下	-	15	15	15
			密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え42 キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
				瞬間型	調理台型	12キロワットを超え70 キロワット以下	-	0	-	0
					壁掛け型・据置 型	12キロワットを超え70 キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			屋外用	常 圧 貯 蔵 型	フードを付け ない場合	12キロワットを超え42 キロワット以下	60	15	15	15
					フードを付け る場合	12キロワットを超え42 キロワット以下	15	15	15	15
				型	瞬間	フードを付け ない場合	12キロワットを超え70 キロワット以下	60	15	15

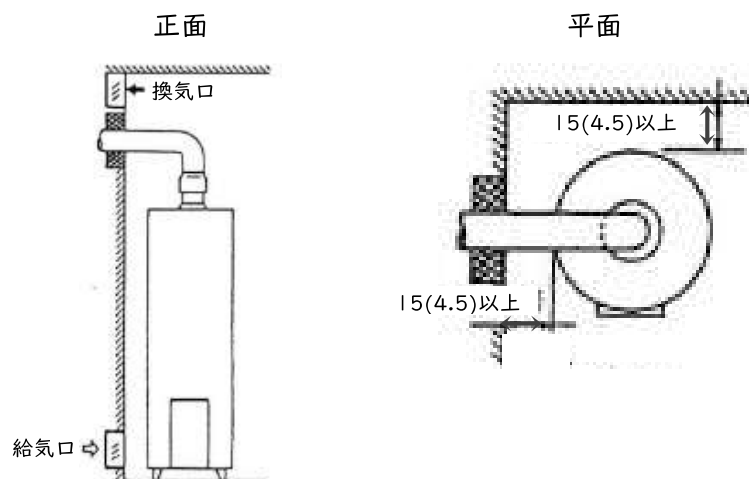
第3章

				フードを付ける場合	12キロワットを超え70キロワット以下	15	15	15	15
不燃	半密閉式	常圧貯蔵型			12キロワットを超え42キロワット以下	-	4.5	-	4.5
		瞬間型			12キロワットを超え70キロワット以下	-	4.5	-	4.5
	密閉式	常圧貯蔵型			12キロワットを超え42キロワット以下	4.5	4.5	-	4.5
		瞬間型	調理台型		12キロワットを超え70キロワット以下	-	0	-	0
			壁掛け型・据置型		12キロワットを超え70キロワット以下	4.5	4.5	-	4.5
	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		12キロワットを超え42キロワット以下	30	4.5	-	4.5
			フードを付ける場合		12キロワットを超え42キロワット以下	10	4.5	-	4.5
		瞬間型	フードを付けない場合		12キロワットを超え70キロワット以下	30	4.5	-	4.5
			フードを付ける場合		12キロワットを超え70キロワット以下	10	4.5	-	4.5
	液体燃料	不燃以外				12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15
不燃				12キロワットを超え70キロワット以下	50	5	-	5	
上記に分類されないもの					—	60	15	60	15

<設置例>

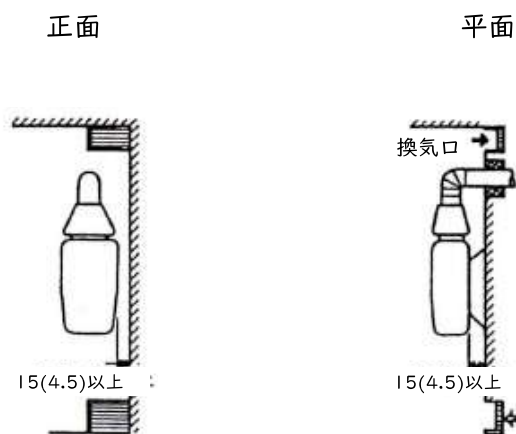
図8の2-1 給湯湯沸設備（気体燃料を使用するもの）と建築物等の離隔距離（センチメートル）
 （（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板である場合の
 離隔距離を示す。以下同じ。）

(1) 半密閉式・常圧貯蔵型（12キロワットを超え42キロワット以下）



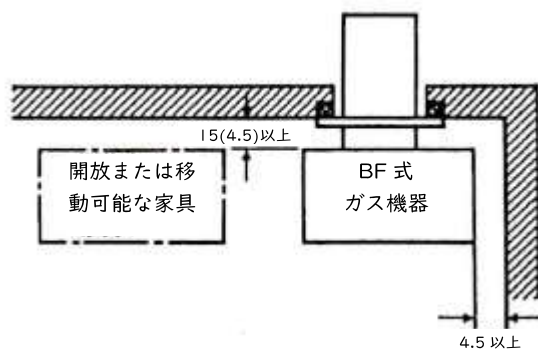
（注）（ ）内は、防熱板を取り付けた場合の寸法とする。

(2) 半密閉式・瞬間型（12キロワットを超え70キロワット以下）



（注）（ ）内は、防熱板を取り付けた場合の寸法とする。

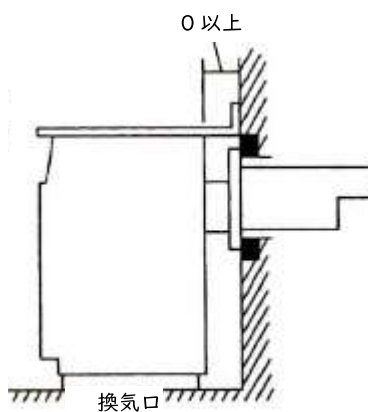
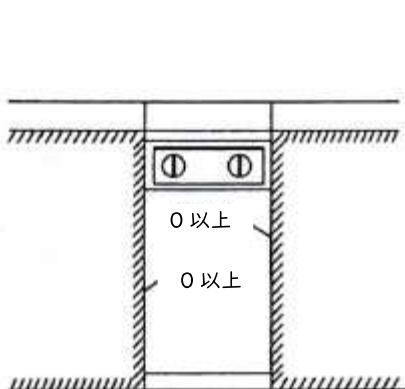
(3) 密閉式・常圧貯蔵型（12キロワットを超え42キロワット以下）



(4) 密閉式・瞬間型（調理台型）（12キロワットを超え70キロワット以下）

正面

平面

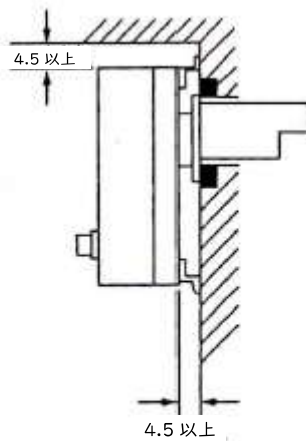
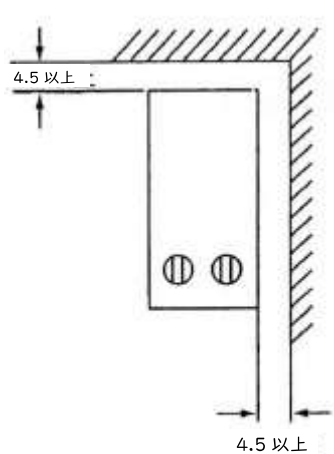


(5) 密閉式・瞬間型（壁掛け型・据置型）（12キロワットを超え70キロワット以下）

ア 壁掛け型

正面

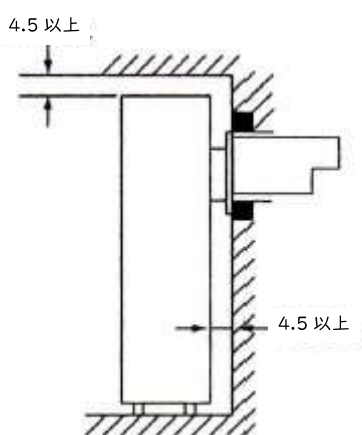
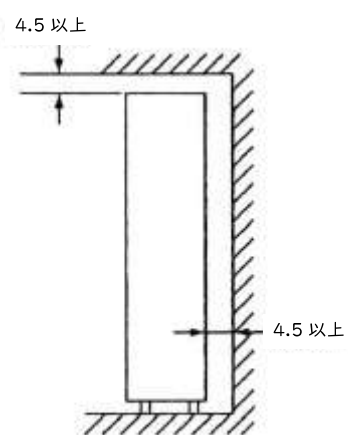
平面



イ 据置型

正面

平面

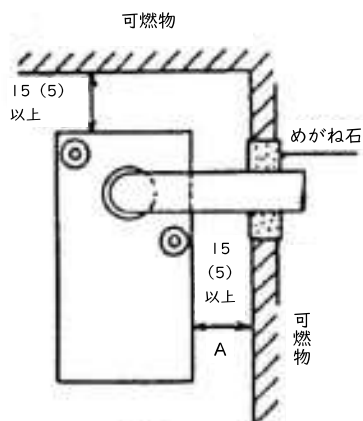


(6) 屋外用の設置例については、簡易湯沸設備の設置例を参考とすること。

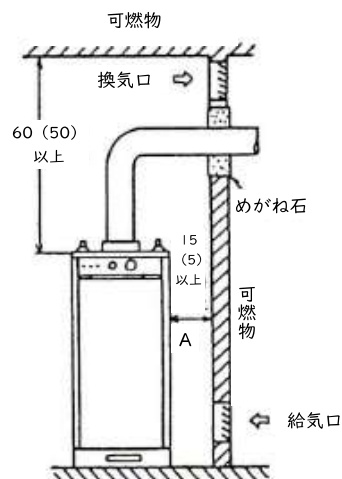
図8の2-2 給湯湯沸設備（液体燃料を使用するもので12キロワットを超え70キロワット以下のもの）と建築物等の離隔距離（センチメートル）

① 屋内設置

平面



正（側）面

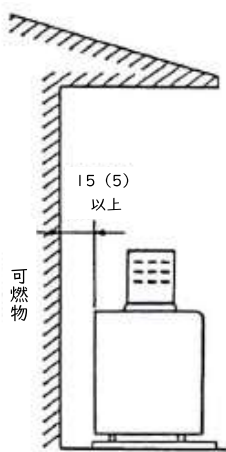


A寸法は、基準では15センチメートル以上と規定しているが、煙突と可燃物との離隔距離でも規制される。

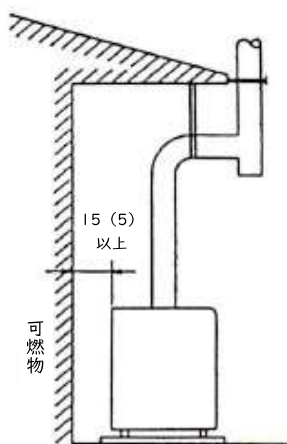
（注）（ ）内は、防熱板を取り付けた場合の寸法とする。

② 屋外設置

平面



正（側）面



（注）（ ）内は、防熱板を取り付けた場合の寸法とする。

2 本条は、給湯湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条の規定のうち、同条第1項第11号から第14号までを除いて、同条の規定が準用されることを規定している。